

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 30 年 2 月 22 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1700303 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1700227 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 27 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 27 年 3 月から同年 4 月までの標準報酬月額については、17 万円から 24 万円とする。

平成 27 年 3 月から同年 4 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 3 月から同年 4 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 50 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 27 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額を改定する届出が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行われたため、改定後の記録は厚生年金保険の給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。勤務していた期間の給与明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は当初 17 万円と記録されていたところ、事業主は、当該期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 6 月 28 日に年金事務所に対して提出し、これに基づき、当該期間の標準報酬月額は 24 万円に訂正されている。

しかしながら、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、請求期間に係る保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

一方、事業主及び請求者から提出された A 社の給与明細書並びに請求者から提出された給与

振込口座に係る預金通帳により、請求期間の標準報酬月額の改定の基礎となる平成 26 年 12 月から平成 27 年 2 月までの報酬月額の平均額に見合う標準報酬月額（24 万円）及び同年 3 月から同年 4 月までの期間の給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（26 万円）は、いずれも訂正前のオンライン記録の標準報酬月額（17 万円）よりも高いことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額の平均額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書により確認できる当該期間に係る標準報酬月額の改定の基礎となる月（平成 26 年 12 月から平成 27 年 2 月まで）の報酬月額の平均額に見合う標準報酬月額から、24 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 6 月 28 日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700328号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700228号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC法人D事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和49年4月1日から昭和50年3月27日まで
② 平成4年5月1日から同年10月1日まで
③ 平成13年4月21日から平成14年5月1日まで

請求期間①については、高校卒業後すぐにA社に勤務したが、年金の記録では同社の厚生年金保険被保険者期間が昭和50年3月27日からとなっている。請求期間①に同社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、請求期間の記録を訂正して年金額に反映してほしい。

請求期間②については、平成4年5月から、C法人D事業所に勤務したが、年金の記録では同社の厚生年金保険被保険者期間が同年10月1日からとなっている。請求期間②に同法人に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、請求期間の記録を訂正して年金額に反映してほしい。

請求期間③については、平成14年4月末日まで、F店(E社)に勤務したが、年金の記録では同社の厚生年金保険被保険者期間が平成13年4月21日までとなっている。請求期間③に同社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、請求期間の記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社の合併先であるB社は、請求者の勤務期間は昭和50年3月27日から昭和52年10月22日までと回答している上、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の給与

からの控除及び納付については不明と回答している。

また、B社から提出されたG企業年金基金の請求者に係る加入員台帳における入社年月日及び請求者のA社に係る雇用保険の記録における資格取得年月日は昭和50年3月27日と記録されており、オンライン記録における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と一致していることが確認できる。

さらに、請求者がA社に入社した日と主張する昭和49年4月1日前後に、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚に対して、請求者の請求期間①に係る勤務について照会を行ったが、請求者を記憶している者はいない上、回答のあった同僚のうち1名は、同期入社の同僚の中には請求者と同じ氏名の者はいない旨回答している。

- 2 請求期間②について、C法人は、請求者の勤務期間は平成4年10月1日から平成6年3月31日までと回答しているほか、請求者は請求期間②に同法人では勤務していないことから、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の給与からの控除及び納付について回答することができない旨陳述している。

また、C法人から提出された請求者に係る出勤簿において、請求期間②の期間には請求者名の押印がなく空欄となっているほか、事業主は、当時の従業員は常時1名であり、当該期間は請求者の前任者が勤務していた旨回答しているところ、当該期間には当該前任者に係る出勤簿に当該前任者名の押印がされていることが確認できる。

さらに、請求者のC法人に係る雇用保険の記録における資格取得年月日は平成4年10月1日と記録されており、オンライン記録における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と一致していることが確認できる。

加えて、請求者から提出された平成4年分給与所得の源泉徴収票に就職日が平成4年10月1日と記載されていることが確認できる。

- 3 請求期間③について、請求者から提出された平成12年分給与所得の源泉徴収票に退職日が平成13年7月20日と記載されていることから、請求者は、請求期間③のうち平成13年4月1日から同年7月20日までの期間において、E社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、E社は当時の書類は保存しておらず、事業主も替わっていることから厚生年金保険料の給与からの控除及び納付は不明と回答している上、同社における請求者の雇用保険の加入期間の記録は、オンライン記録における厚生年金保険の被保険者期間の記録と符合していることが確認できる。

また、前述の平成12年分給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」は、請求者から提出された2001年(平成13年)1月分給与明細書において確認できる「社会保険料合計」欄の金額の約3月分であることから、E社は、平成13年において、厚生年金保険被保険者期間である同年1月から同年3月までの期間のみ、厚生年金保険料を給与から控除していたと考えられる。

さらに、請求期間③当時にE社に勤務していた複数の同僚に対して、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について照会を行ったが、請求者の勤務実態及

び厚生年金保険料の給与からの控除について具体的な回答を得ることができない。

なお、請求者は、請求期間③において、E社又はH社において厚生年金保険被保険者であった可能性について言及していることから、当該期間におけるこれら名称の厚生年金保険の適用事業所のオンライン記録を確認したところ、請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の厚生年金保険の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

- 4 このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。